

**平成28年度
エネルギー使用合理化等事業者支援補助金**

エネマネ事業者公募要領

平成28年4月

申請される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、S I Iとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② S I I から補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料（申請書類、S I I 発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてS I I の承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、S I I は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した設備等の法定耐用年数期間をいう。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
※ 法定耐用年数とは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に規定するものである。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、S I I として、補助金の受給者及びエネマネ事業者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をS I I に返還していただきます（S I I は、当該金額をそのまま国庫に返納します）。併せて、S I I から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ S I I は、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をS I I のホームページ等で公表することがあります。（個人・個人事業主を除く）
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

目 次

1. 全体概要

- 1-1 平成28年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の概要・・・ P.6
- 1-2 エネマネ事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.8

2. エネマネ事業者の業務

- 2-1 位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.12
- 2-2 エネマネ事業者の業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P.12
- 2-3 その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P.16
 - エネマネ事業者コンソーシアムについて・・・・・・・・ P.17
 - 【補足1】 ESCOを利用する場合・・・・・・・・ P.18
 - 【補足2】 リースを利用する場合・・・・・・・・ P.18

3. エネマネ事業者の登録要件

- 3-1 エネマネ事業者の登録要件・・・・・・・・・・・・・・・・ P.20
- 3-2 選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P.21
 - 別表1 EMS機能要件表・・・・・・・・ P.22

4. エネマネ事業者への申請方法

- 4-1 申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ P.26
- 4-2 公募期間・・・・・・・・・・・・・・・・ P.26
- 4-3 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・ P.27
- 4-4 提出先・・・・・・・・・・・・・・・・ P.27

5. 申請書類の作成例

- 5-1 様式1～5・・・・・・・・・・・・・・・・ P.30
- 5-2 別紙1～3・・・・・・・・・・・・・・・・ P.38

6. 参考

- 6-1 取決書(案)・・・・・・・・・・・・・・・・ P.42
- 6-2 日本標準産業分類・・・・・・・・ P.49

1. 全体概要

本公募要領は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が、平成28年度「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」を実施するにあたり、より効率的、効果的な省エネルギー対策を実施しようとする補助事業者のために、エネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）の導入を支援し、エネルギー管理支援サービスを提供するエネルギー管理支援サービス事業者（以下「エネマネ事業者」という。）を公募するものである。

1-1 平成28年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の概要

※今後、補助事業の公募のタイミングで制度の内容を変更する可能性がありますので
予めご了承ください。

(1) 事業目的

我が国は経済成長と世界最高レベルの省エネルギー水準を両立している中、今後さらに「長期エネルギー需給見通し」に基づき、2030年度において最終エネルギー消費で5,030万kWh程度の省エネルギーを達成していく必要がある。

本事業では、事業者が計画した省エネルギー及び電力ピーク対策への取組のうち、「技術の先端性」、「省エネルギー効果」、「電力ピーク対策効果」及び「費用対効果」等を踏まえ政策的意義の高いものと認められる設備導入費に対して補助金を交付することにより、2030年度省エネ目標の達成に寄与することを目的とする。

(2) 事業概要

S I Iは、事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、既設の工場・事業場等における先端的な省エネ設備・システム等の導入であって「省エネルギー効果・電力ピーク対策効果」、「費用対効果」及び「技術の先端性」等を踏まえて政策的意義が高いと認められる事業に対し、交付規程に基づき国庫補助金（経済産業省からのエネルギー使用合理化等事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金）の交付を行う。

具体的には、工場・事業場等における既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修により、省エネルギー化または電力ピーク対策を行う際に必要となる費用を補助する。また、「エネマネ事業者」を活用し、「EMS」を導入することでより一層の効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業についても支援を行う。

※「工場・事業場等」とは、省エネ法の工場・事業場及びエネルギー管理を一体となっていて行っていると判断できる単位のことをいう。

(3) 補助金名称

平成28年度 エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

(4) 事業区分及び補助率

補助事業者は、申請内容に応じて、以下の申請区分Ⅰ・Ⅱのいずれかもしくは両方を選択して申請を行う。

事業区分	名称	補助率	
Ⅰ	省エネ設備・システム導入支援	補助対象経費の 1/3以内	Ⅲ. エネマネ事業者を活用する場合は、補助対象経費の1/2以内 ※Ⅲ単体での申請は不可
Ⅱ	電気需要平準化対策設備・システム導入支援		

(5) 補助対象経費

1) 補助対象範囲

設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等。
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等、製造（改修を含む。）又は据付等に要する経費（ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く）。
EMS部分	<p>主装置・盤 計測制御主装置、ローカルサーバー、ロガー、主装置盤 等</p> <p>計測計量機器 電力量センサ、ガスメーター、流量計、水量計、温湿度センサ、熱量計、パルス検出器 等</p> <p>機械監視装置 生産量制御管理装置、設備稼働状況監視装置 等 ※省エネルギーに寄与するものに限る</p> <p>制御機器 制御用センサ、リレースイッチ、コントローラ、インバータ、流量調整弁、自動制御設備、制御PLC※1、VAV 等</p> <p>通信装置 モデム、ルーター、通信PLC※2 など</p> <p>モニター装置 監視用端末、PC、タブレット、モニター、ローカルサーバ 等</p> <p>ソフトフェア 導入拠点での需要予測、最適化計算、最適制御システム 等</p> <p>制御用配管配線及び付属品、工事部材 等</p>
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費。
諸経費	補助事業を行うために直接必要なその他経費（工事負担金、管理費（職員旅費、会議費等））等。

※1 制御PLC (Programmable Logic Controller)

※2 通信PLC (Power Line Communication)

(注1) 個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物（設計図書等）が作成される場合、これらを設計費として計上することができる。

(注2) 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、工事費に含める。

(注3) 諸経費は、補助事業に必要な不可欠な費用で、他の用途が混在しておらず、且つ詳細な記録が残っている場合以外は認められない。

(注4) 以下の経費については補助対象外とする。

- ・ S I I が補助対象外と判断した機器、設備
- ・ 補助金交付決定が行われる以前に係る経費（事前調査費等）
- ・ 外構工事費（配管土木工事等）、及び事業に関係のない工事費
- ・ 既存設備及びその解体・撤去に係る経費
- ・ 資産計上できない設備等
- ・ 消費税及び地方消費税

2) 他の補助事業との調整

- ・本補助金と、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）との併用はできない。
- ・本補助金と、エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）との併用はできない。
- ・導入しようとする設備について、生産性向上設備投資促進税制を利用する場合は、本補助金の交付を受けることはできない。

その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせのこと。

1. 全体概要

1-2 エネマネ事業の概要

(1) エネマネ事業者

エネルギー管理支援サービス事業者（エネマネ事業者）とは、省エネ設備・システムや電力ピーク対策に寄与する設備・システムなどに対して、EMSを導入し、エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネルギー事業を支援する者として、S I Iに登録された者のことである。

(2) 補助事業者

事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。エネマネ事業者と3年以上のエネルギー管理支援サービスについての契約を締結し、省エネルギー量の成果報告を含む国及びS I Iへの情報提供に同意していること。

(注1) S I Iに提出されたデータは、S I Iから国に提出された後、統計的な処理等をされて公表される場合がある。

(注2) 個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明（任意書式）、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを提出できること。

(3) 補助対象となる事業

以下の要件を満たす事業に対して補助を行う。

- 1) 日本国内において実施される事業であること。
- 2) 工場・事業場等において既設設備・システムの置き換え等を行うとともに、エネマネ事業者がエネルギー管理支援サービスを実施するために、S I Iが指定する機能要件を満たすEMSを導入すること。
- 3) 既設設備・システムの置き換え等とエネルギー管理支援サービスによる省エネルギー効果が申請可能要件を満たす事業であること。

なお、申請可能要件については、平成28年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金公募要領にて提示する。

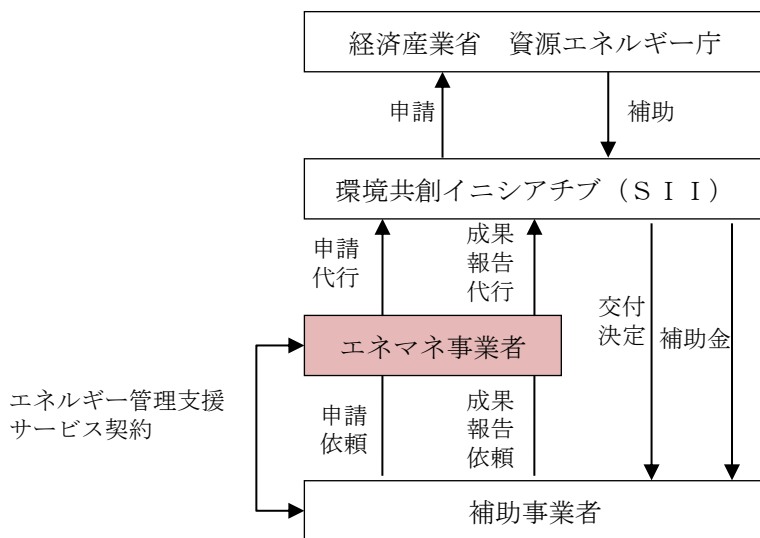
(4) 補助対象となるEMSのシステム・機器

- 1) 別表1 EMS機能要件表（P.22）に定める要件を満たし、エネマネ事業者が提供するエネルギー管理支援サービス等の実施のために必要不可欠なシステム・機器で、予めS I Iの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているもの。
- 2) 償却資産登録される設備（固定資産等として登録される設備）であること。
- 3) その他の法規的な定めによる安全上の基準等を満たしている設備であること。
- 4) 補助対象となる設備・システムの最長の処分制限期間（法定耐用年数の間）、適切に管理されること。

1. 全体概要

(5) 事業スキーム

※エネマネ事業者は、S I I に対し補助事業者の申請等を代行すること



(6) エネマネ事業者スケジュール (予定)

時期	予定	エネマネ事業者	
平成28年	4月4日	エネマネ事業者公募開始	
	4月20日	エネマネ事業者公募締め切り	
	5月下旬	▽審査	エネマネ事業者取得
		エネマネ事業者採択発表	<ul style="list-style-type: none"> 取決書締結 コンソ締結 ※該当者のみ ポータルID登録
	サービス、補助対象EMS発表	補助事業者からの問い合わせ対応	
	エネマネ事業者事務取扱説明会	申請代行	
	補助事業の公募開始	エネマネ事業者ポータル(Web)への入力	
		サービス開始	
平成29年	1月31日	事業完了期限	
	3月末まで	補助金の支払い	
		確定検査への協力	
	成果の報告 (事業完了の1年後)	成果報告への協力	

2. エネマネ事業者の業務

2. エネマネ事業者の業務

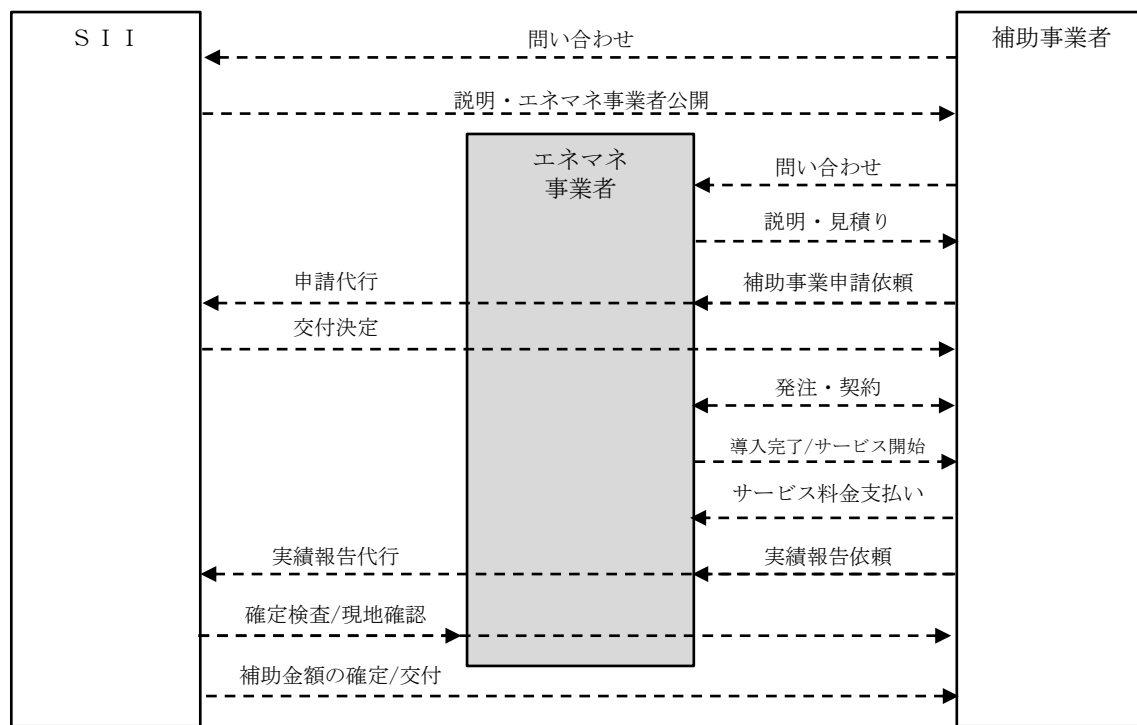
2-1 位置付け

エネマネ事業者は、補助対象となる設備及びEMSの導入を検討する事業者（以下「補助事業者」という。）の補助事業申請、実績報告の提出などの手続きを代行する。適化法に従い、適切な実施体制を構築した上で、善良なる管理者の注意をもって行うこと。また、エネマネ事業者は、補助事業者に対して補助金についての正しい理解促進に努めること。

2-2 エネマネ事業者の業務概要

エネマネ事業者は、工場・事業場等において、設備や機器などに対してEMSを導入するエネルギー管理支援サービスに加え、補助金の適正執行の観点から、以下の（１）～（２）の業務を行う。

（１）補助事業の公募から補助金額の確定までの流れ



1) 補助事業者からの問い合わせへの対応

補助対象となる設備及びEMSの導入を検討する補助事業者からの問い合わせ対応の他、補助事業の概要についても説明ができるよう体制を整える。また、SIIが補助事業者向けに作成するエネマネ事業者一覧に必要な情報（提供サービスの内容、サービス費用等）を提供する。

2) SIIへの補助事業申請の代行

補助対象となる設備及びEMSの導入を検討する補助事業者に対して、本補助事業についての詳細な説明を行うとともに、申請を行うこととなった場合には、必要書類を取りまとめ、SIIへの提出を代行すること。なお、補助事業者が申請書類を作成するにあたっては、原則エネルギー管理士の資格を有する者が省エネルギー計算の内容を証明すること。

2. エネマネ事業者の業務

3) 補助対象となる設備及びEMSの導入とエネルギー管理支援サービスの開始

S I Iからの交付決定後、エネマネ事業者は補助対象設備の導入を支援するとともに、エネルギー管理支援サービスに関する契約を結ぶ。

※省エネルギー設備、電力ピーク対策設備については、補助事業者が3者競争入札によって調達先を選定すること。

※必要な書類控え等を準備し、S I Iからの問い合わせに対応できるようにすること。

※申請書類の精度を担保できる体制を整えること。

※補助事業者と連携して、エネマネ事業者として把握しておくべき全体的な申請内容についてS I Iからの問い合わせに対応できること。

※リース、E S C O契約については補足1、補足2（P. 18）参照

4) 補助事業の確定検査への対応

エネマネ事業者は補助事業完了後の実績報告を代行し、S I Iに提出すること。

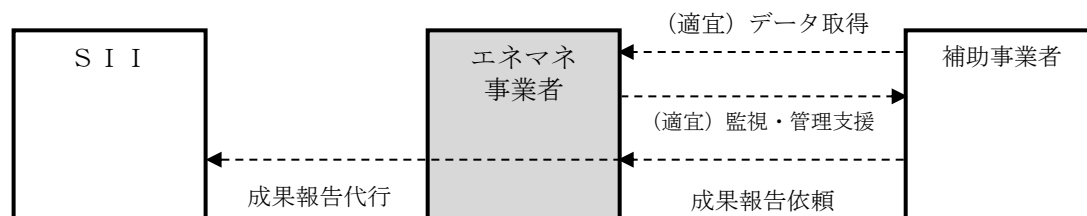
S I Iは実績報告を受けた補助事業に対して、必要に応じて現地確認を含む確定検査を行う。

エネマネ事業者は補助事業者への連絡や現地確認に必要な調整など、S I Iが行う検査へのサポートを行う。

2. エネマネ事業者の業務

(2) 補助事業の成果報告

1) 省エネルギー量の成果報告



エネマネ事業者は、補助事業者に代わり、事業完了後1年間の実績データを取得し、データ取得完了後90日以内に補助事業の内容及び成果をSIIへ報告すること。

成果報告時には診断サービス、省エネサービスによるエビデンスを提出すること。(P.20参照)

なお、事業から1年後の省エネルギー実績が計画値に対して未達の場合は、支払い済みの補助金が返還となる場合があるので、適宜データの取得や監視・管理支援業務を行うこと。また、

定められた成果報告以外においても、SIIはエネマネ事業者にデータの提出を依頼することがある。

※SIIに提出されたデータは、国に提出された後、統計的な処理等をされた後公表される場合がある。

2) EMSによる省エネルギー量の考え方

省エネルギー量の成果報告は、事業場全体の省エネルギー量とEMSによる省エネルギー量と分けて算出すること。(P.23参照)

EMSによる省エネルギー計算の対象範囲は、EMSから制御信号が出力されるものに限る。個別機器側での自動制御はEMS制御にカウントしない。

(例：照明の人感センサー、EMSと連携しない台数制御など)

EMS省エネルギー量は原則下記の計算式により求めることとする。

$$\text{EMS省エネルギー量} = \text{EMS削減出力(実測値)} \times \text{EMS制御時間(実制御時間)}$$

➤ 「EMS削減出力」は、原則として制御対象設備の直接計測した値とする。ただし、直接計測が不可能な場合は、実データに基づく推定値も可とする。

⇒ 次頁「推定値の許容範囲」参照

➤ 「EMS制御時間」は、原則としてEMS制御信号に対する各機器のアンサーバック(※)により取得した実制御時間とする。ただし、アンサーバック取得と同等と認められる場合はアンサーバックの取得を義務化するものではない。

⇒ 次頁「アンサーバックによらない実制御時間推計方法事例」参照

※アンサーバックとは

EMSからの制御出力に対して対象設備が応答したかを確認する機能をいう。

2. エネマネ事業者の業務

【参考】推定値の許容範囲

機器種別	判断	想定値事例
照明	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 制御対象照明の各回路を直接実測した値 ● 各分電盤別電力消費量を実測、分電盤内の照明以外の電力消費量（OA・コンセント系）を実測し、差し引いて計算した照明の値 ● 調光制御を行う場合、調光出力と消費電力の比例関係を求めて計算した値
	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 分電盤単位の実測を消費電力内訳で按分した値（実測値に基づかないもの）
空調	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 制御前、制御中の空調機消費電力量実測値から空調機自体の削減量を算出した値 ● 熱源エネルギー削減量も加える場合、負荷計測温度等から熱量を算出し熱源負荷削減量として加算した値 ● 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 定格出力に負荷率を乗じて計算した値 ● 設定温度緩和の実測を公開値から算出した値など、実測値を根拠にしない値
熱源	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 外気取り入れ制御など負荷熱量調節で熱源負荷削減を図る場合、温度湿度計測値より外気エンタルピ演算にて負荷熱量を算出しこれを削減量とする値（実際の熱負荷削減量を演算している値） ● 類似した建物用途・規模・エリアなどの自社実績を根拠とした数値
	×	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物用途、規模、エリアなどの条件が一致していない値に基づく計算値

【参考】アンサーバックによらない実制御時間推計方法事例

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 給排気ファンなどの場合、連動稼働が基本のため、いずれか一部の稼働状態開始で連動して動くファン全体の稼働状態とみなす ➤ 制御対象が電力負荷の場合、個別電流値を計測することで電流値がゼロでないことを稼働状態と判断する方法 ➤ 上記と同様にポンプやコンプレッサなど流量計測を行っていてこれを稼働状態と判断する方法 ➤ タスクアンビエント制御など出席状態により照明空調制御を図る場合、出席状態を状態入力（ON/OFF）とみなす方法 ➤ ポンプ・ファン等動力にインバータ制御する場合、出力が随時変化して前後の差分の計測が難しい場合、インバータ出力と消費電力の比例関係から削減出力を求める方法

2. エネマネ事業者の業務

2-3 その他留意事項

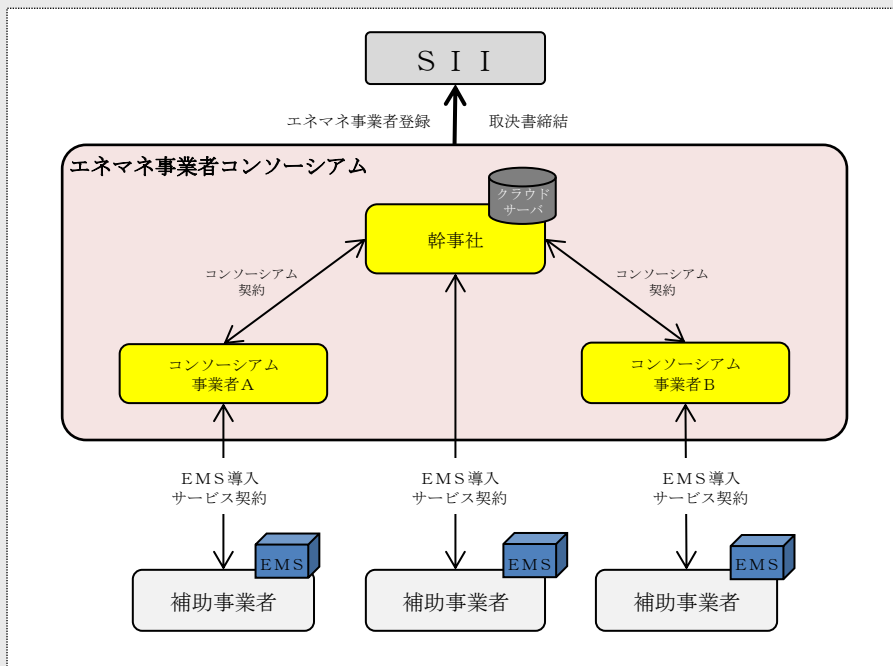
- (1) S I I は、本事業の適正な運用のため、必要な時期にエネマネ事業者の事業所への立ち入りを含めた監査を行うことができる。エネマネ事業者は、S I I の求めに応じて監査に協力すること。
- (2) エネマネ事業者は、S I I が行う補助事業者への現地検査や、会計検査院の会計実地検査に備え、エネマネ事業で関与した領域のすべての資料を、補助事業完了後、最低5年間保管し、閲覧・提出に協力すること。
- (3) エネマネ事業者は、補助事業者が虚偽申告等により補助金を不正に受給したことが明らかになった場合、速やかに国もしくはS I I に報告しなければならない。
- (4) エネマネ事業者は、補助事業者に対して補助事業を通じて取得したEMSについて、適切な財産管理を促すこと。また、補助対象設備の所有権移転や処分の必要が生じた場合には、速やかにS I I に連絡することを補助事業者に助言すること。
- (5) エネマネ事業者において、不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、エネマネ事業者として不適切であるとS I I が判断した場合、事業途中であってもS I I はエネマネ事業者登録の解除を行うことができる。その場合、解除日以降の補助事業申請は受け付けない。
- (6) EMSをエネマネ事業者が設置工事する場合、工事請負契約が必要となる為、建設業法による許可資格を有すること。
- (7) エネマネ事業者が自社に導入する設備は補助対象としない。

2. エネマネ事業者の業務

エネマネ事業者コンソーシアムについて

原則、エネルギー管理支援サービス・EMSを提供する単独での申請とするが、より広くサービスを展開することを目的に、幹事社が提供するシステム・機器及びサービスを相互共有し、同等のサービスを提供する場合のみコンソーシアムを構成して申請することができる。

本事業における幹事社、及びコンソーシアムに参加する他の事業者（以下、コンソーシアム事業者という）は、S I Iへ登録された「EMSのシステム・機器」を用いて、「エネルギー管理支援サービス」を契約するものとする。当該サービスを補助事業者との間で、直接契約が締結できること。



[注意事項]

- 本事業のすべてに係る業務を監督する幹事社を1社選定し、コンソーシアムのとりまとめを行うこと。
- 幹事社及びコンソーシアム事業者間で、本事業における情報管理、適正な補助金運用等に関する契約を締結すること。
- 幹事社は、コンソーシアム事業者に対し、本事業の適正且つ円滑な遂行を行うよう指導監督を行うこと。
- 幹事社は、本事業に関し、コンソーシアム事業者が遂行する業務に対して、連帯責任を負うこと。
- 幹事社は、クラウドサーバでコンソーシアムがサービスを提供する全補助事業者のデータ管理を行うこと。
- コンソーシアムから離脱する事業者（幹事社含む）が発生した場合は、速やかにS I Iへ報告すること。
- コンソーシアムから脱落するコンソーシアム事業者が発生した場合、当該事業者の残存業務は原則として幹事社が承継するものとするが、協議に基づいて、他のコンソーシアム事業者が当該残存業務を承継することもできることとする
- 上記承継によっても体制が維持できないと判断した場合、S I Iはエネマネ事業者の解除を行うことができる。

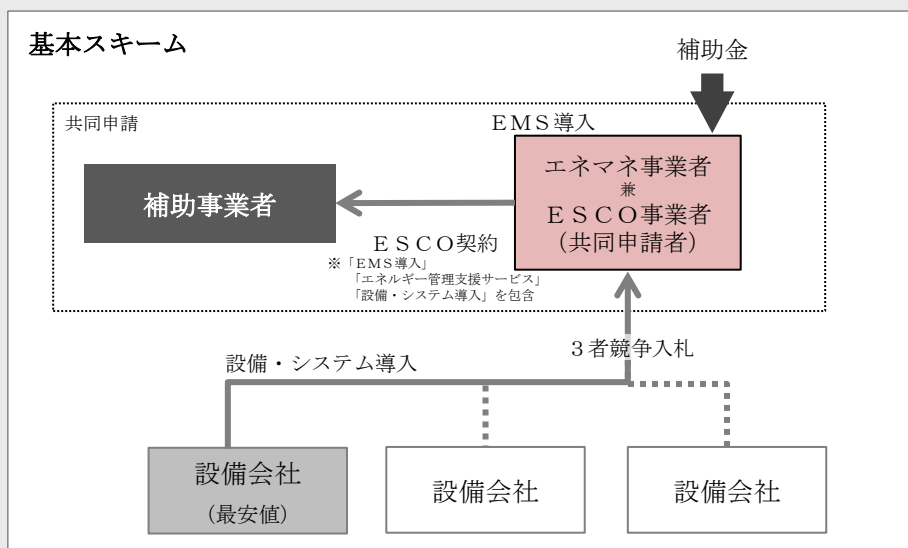
2. エネマネ事業者の業務

【補足1】ESCOを利用する場合

エネマネ事業者を利用しつつ、同時にESCOを利用する場合は、エネマネ事業者自身がESCOを提供し、共同申請するケースに限るものとする。

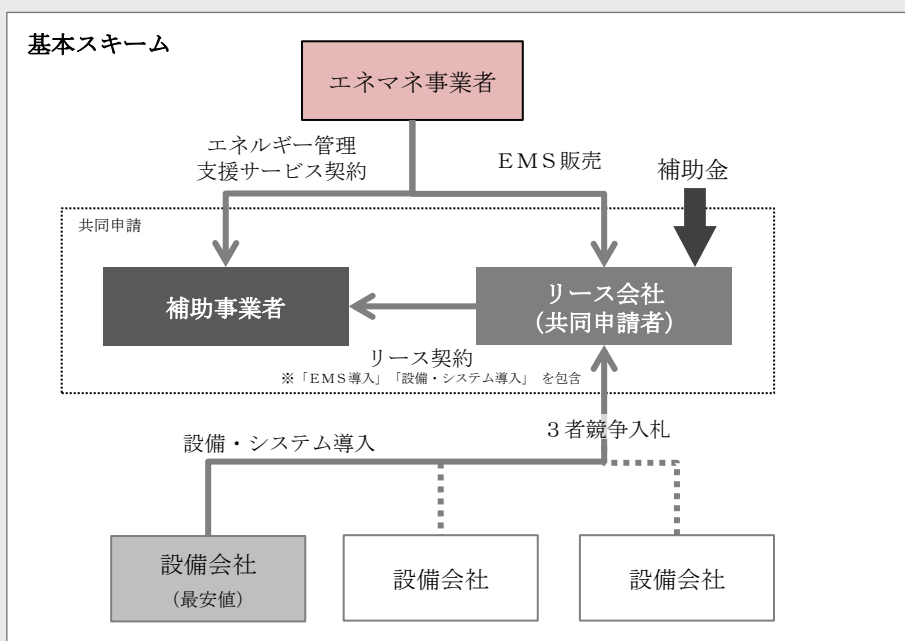
※エネマネ事業者が補助事業者となるため、自社機器を導入する場合は利益等排除の対象となる。

※リース会社との共同申請も可とする。



【補足2】リースを利用する場合

エネマネ事業者は、リース会社に対してEMSを販売し、補助事業者に対してエネルギー管理支援サービスを提供すること。



リース・ESCO等によってシステム・機器を提供する場合には、リース・ESCO料等から補助金相当分が減額されることを記載した書類（補助金の有無で各々）を提示できること。また、リース・ESCO期間等については、導入した補助対象設備を最長の処分制限期間の間使用することを前提とした契約とすること。

3. エネマネ事業者の登録要件

3. エネマネ事業者の登録要件

3-1 エネマネ事業者の登録要件

以下すべての要件を満たし、顧客に対しサービスを提供し、その契約主体となる事業者であること。

1. 事業者についての要件

(基礎的要件)

- ① 日本国内において登記された法人であること。
- ② 安定的な事業基盤を有していること。
- ③ 経済産業省所管の補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 応募書類（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと。
- ⑤ 本事業に携わる部署において情報セキュリティ対策の管理が実施されていること。
(JISQ27001相当の第三者認証取得が望ましい)

(事業実施要件)

- ⑥ 事業所に応じたEMSのシステム・機器を提供した実績があり、十分に提供する能力があること。
- ⑦ 効果的なエネルギー管理支援サービスを提供した実績があり、十分に提供する能力があること。
- ⑧ 事業期間及び事業終了後において、EMSの普及促進を継続的に行う事業計画を有すること。
- ⑨ 補助事業完了後に行う定期報告において、補助事業者の同意を得て、その情報を提供できること。
- ⑩ 補助事業完了の1年後、成果報告を実施すること。事業完了後3年間の経年データを報告すること。特段の理由がある場合は1年分での報告も可とする。
- ⑪ エネマネ事業者として採択後、SIIが定める「取決書」に同意し、遵守できること。

2. エネルギー管理支援サービスの要件

- ⑫ (見える化サービス) 補助事業者及びエネマネ事業者において補助事業者のエネルギー消費量を随時把握できること。
- ⑬ (デマンドレスポンスサービス) エネマネ事業者側の操作により補助事業者の系統電力の消費量の抑制を図ることができること。
- ⑭ (診断サービス) 省エネ診断報告書等を年度内に1回以上提供し、継続的な省エネアドバイスや設備更新に関する提案を行うこと。
- ⑮ (省エネサービス) 補助事業者において設備導入後の省エネ量を確実にするため、省エネアドバイス、チューニング、ESCO等の省エネサービスを実施すること。

3. 補助対象となるEMS機能要件

- ⑯ 「別表1 EMS機能要件表」において指定する機能を全て有すること。
- ⑰ エネマネ事業者がサービス提供を行うにあたりその性能を担保していること。
- ⑱ 製造者の瑕疵による不具合等に対して、補助事業完了後3年以上の保証期間を有していること。

3. エネマネ事業者の登録要件

[注意事項]

- ・ エネマネ事業者として、提供するエネルギー管理支援サービスが、何らかの理由（倒産等）で維持できない事態が発生した場合の処理手続きについてもサービス契約に含めること。
- ・ エネマネ事業者は、サービス契約において補助事業の成果報告及び国への情報提供や情報公開に補助事業者の同意を得ること。
- ・ コンソーシアムに参加する全ての事業者は、S I I が定める②⑬⑭⑮以外の要件を満たすこと。

3-2 選定方法

S I I は、申請された事業内容等について以下の項目にしたがって審査を行う（必要に応じて申請者へのヒアリングを実施）。さらに S I I 内に設置した学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会の審査結果を踏まえ、採択事業者を決定する。

【審査項目】

- ・ 「3-1 エネマネ事業者の登録要件」を全て満たしていること
- ・ EMS のシステム・機器の導入に必要な資格を有し、提供能力が十分であると判断できること
- ・ 省エネ効果が高く、顧客ベネフィットの高いサービス提供が可能であると判断できること
- ・ 事業計画が全体として適切であり、事業の確実性や継続性が十分であると判断できる内容であること

【審査観点】

- ・ EMS の提供実績（件数・省エネ量）
- ・ エネルギー管理支援サービスの提供実績（件数・省エネ量）
- ・ 本事業における導入目標
- ・ 本事業計画終了後の継続性、拡張性
- ・ システム・機器の先端性、汎用性

3. エネマネ事業者の登録要件

別表1 EMS機能要件表

以下の機能要件をすべて満たすこと。

No.	項目		機能	
導入拠点における機能要件				
1	エネルギーの計測・見える化	全体※1	見える化	電力、ガスその他のエネルギーも含め、1カ月以内の事業所全体のエネルギー消費量を統一単位（原油換算(k l)）で閲覧できること
2		電力	全体電力消費量	事業所全体の電力消費量を計測できること (外部への売電を行う場合は売電量の計測もできること)
3			個別電力消費量※2	系統別や機器別、発電設備、蓄電設備、フロア別等の個別電力消費量が計測できること
4			計測間隔	計測点をそれぞれ30分以内の間隔で計測し、1カ月以上保存すること
5			見える化	全体及び個別計測点の30分以内の電力消費量を閲覧できること
6		電力以外	全体エネルギー消費量	事業所全体のエネルギー消費量を計測もしくは入力し、1カ月以上保存すること
7			個別エネルギー消費量	機器別のエネルギー消費量を計測もしくは入力できること
8			計測(入力)間隔	全体・個別それぞれの項目を1カ月以内の間隔で計測・入力できること
9			見える化	全体及び個別計測点の1カ月以内のエネルギー消費量を閲覧できること
10	接続機器制御	電力	個別機器制御	省エネやデマンドピーク対策のために各機器を自動制御できること
11			デマンド目標設定と通知	事業所全体の30分デマンド値目標が設定でき、設定された目標値を超える蓋然性が高い場合には責任者へ自動的に通知できること
12			デマンド制御	設定した30分デマンド目標以下に自動制御する機能を有すること
13		電力以外	個別機器制御	省エネのために各機器を自動制御する機能を有すること
14		共通	アンサーバックの取得※3	EMS制御信号に対し、制御対象機器が信号にON/OFFしたかどうかを確認できる機能を有すること
エネマネ事業者のセンターシステムに対する機能要件				
15	見える化	一覧表示	補助対象設備の電力消費量及び電力以外のエネルギー消費量を一覧表示できる機能を有すること。事業場全体については、原油換算値(k l)表示可能なこと	
16	デマンドの制御	デマンドレスポンス/通知機能	電力会社等からの要請等を受け取り、要請地域の導入拠点に対し必要な事前通知を行う機能を有すること	
17		デマンドレスポンス/制御機能	電力会社等からの要請等を受け取り、要請地域の導入拠点に対し必要な制御を行う機能を有すること	
18	データの保存・抽出	計測データ等の保存	計測データについて、サーバ上に保存し、閲覧できること。保存するデータの粒度は、電力データは30分以内の間隔で3年以上とし、その他データは1カ月以内の間隔で3年以上とする	
19		制御履歴の保存※4	EMSによる設備への制御履歴、及び電力会社等からのデマンドレスポンスの要請等に対応した履歴を30分以内で3年以上保存すること(ローカル・クラウド任意)	
20		計測・入力データの抽出	全計測及び入力データをCSV形式等で抽出できること	
21	その他	通信遮断への対応	センターシステムとの通信が一時的に切断されても、導入拠点EMSにてローカル制御、データ計測・蓄積を継続し、センターサーバーのデータリカバリが可能であること	
22	標準プロトコルへの対応		デマンドレスポンス等の標準プロトコルが正式発表された場合、それらの標準プロトコルへの対応を可能とすること	

※1 ガス、重油、石油等の外部購入エネルギー。工場内部でボイラー等発生する熱は対象外だが、外部からの熱供給は計測・入力対象。

※2 蓄電設備を導入する場合は充放電量を計測すること。

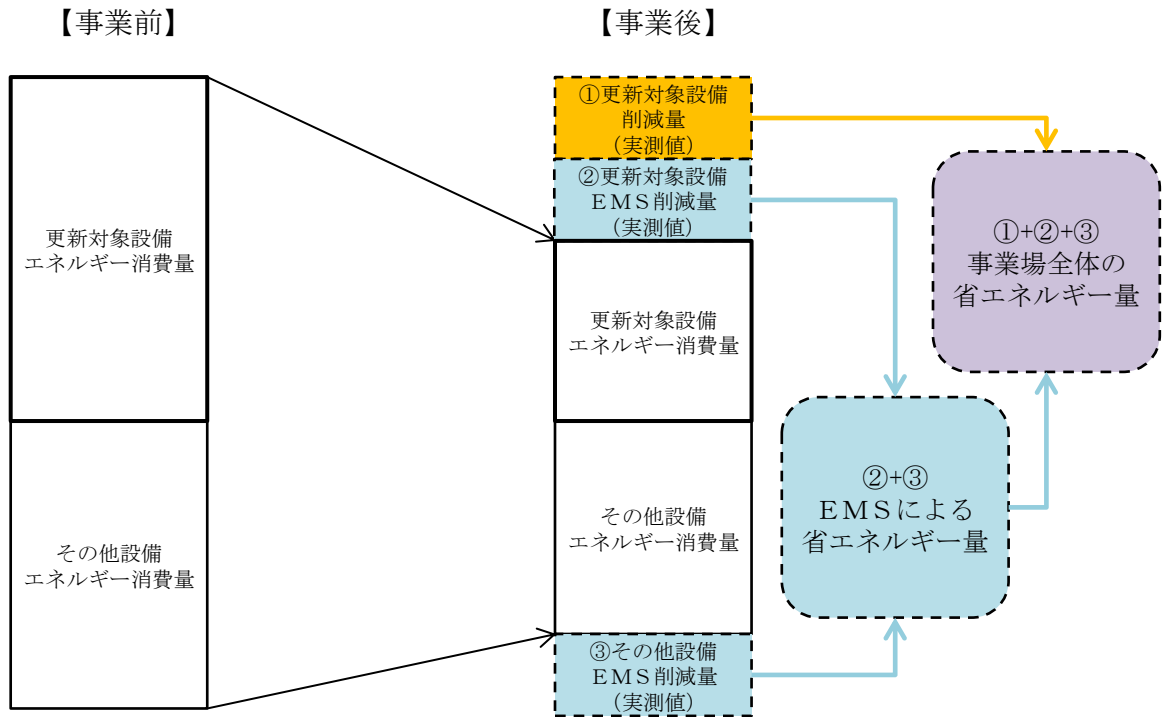
※3 アンサーバックの開発が必要な場合、9月までに完成する開発計画を提出すること。

※4 制御時間を計算できる状態でログを保存すること。実制御時間はアンサーバックを記録したものを基本とするが、当該機能に類する値が得られる場合はアンサーバックの取得を義務化するものではない。

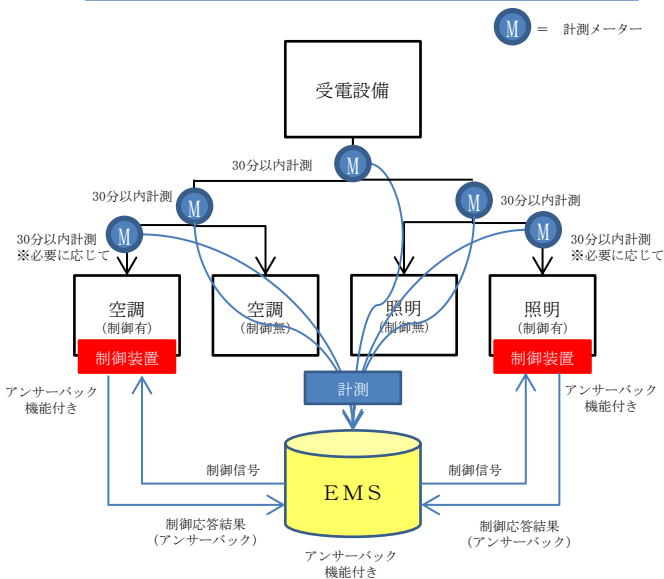
3. エネマネ事業者の登録要件

導入効果の考え方は以下のとおり。

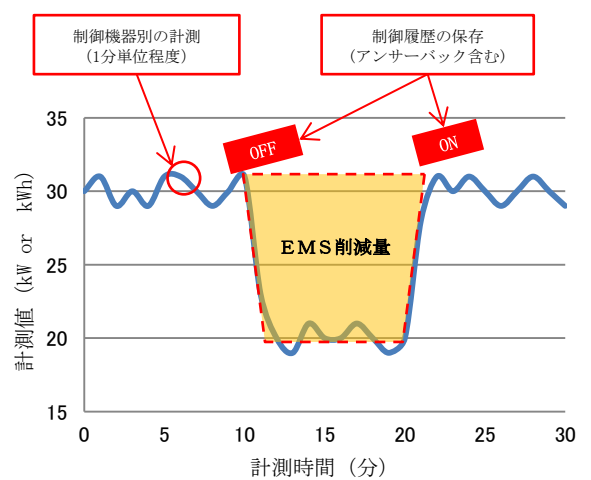
※実績報告時及び成果報告時に、EMSによる省エネルギー量の提出を必須とする。



システム構成例



計算イメージ例 (空調)



4. エネマネ事業者への申請方法

4. エネマネ事業者への申請方法

4-1 申請の流れ

■登録申請書類の作成

本年度より申請書類を簡易に作成できる「[エネマネ事業者ポータル](#)」を提供します。

登録事業者はS I Iホームページ (<https://sii.or.jp/>) にてアカウントを取得し、エネマネ事業者ポータルにログイン。必要事項を入力して、申請書類を作成すること。

アカウント登録手順については、別冊「エネマネ事業者ポータルの手引き」を確認すること。

公募要領を確認

- ✓ エネマネ事業者の登録要件が全て満たすことを確認する

必要書類の用意

- ✓ エネマネ事業者ポータルへ情報を入力するために必要な添付書類を揃える

ポータルアカウント登録

- ✓ エネマネ事業者ポータルを利用するためにアカウントを登録する
※登録から数日以内にメールでアカウント情報（ID・パスワード）が届く

エネマネ事業者ポータルへの入力

- ✓ 申請に必要な情報を入力する
※ポータルに入力する内容は申請書類の内容と必ず一致させること

申請書類の作成

- ✓ 入力した情報を確認の上、書類作成機能から指定書類を出力
※指定様式（様式3・5、別紙1～3）については、様式をダウンロードのうえ別途作成すること

申請書類の提出

- ✓ 提出書類を全て揃え適切にファイリングして提出期限までにS I Iに郵送する

4-2 公募期間

平成28年4月4日（月） ～ **平成28年4月20日（水）17時必着**

※提出書類は、配送状態が確認できる手段で郵送すること（直接持参は不可）

4. エネマネ事業者への申請方法

4-3 提出書類

P. 28 提出書類一覧を参照。

※提出書類に**不備・不足等があると選考の対象にならない場合がある**ので注意すること

※指定書式の書類は、原則すべての項目について記載すること

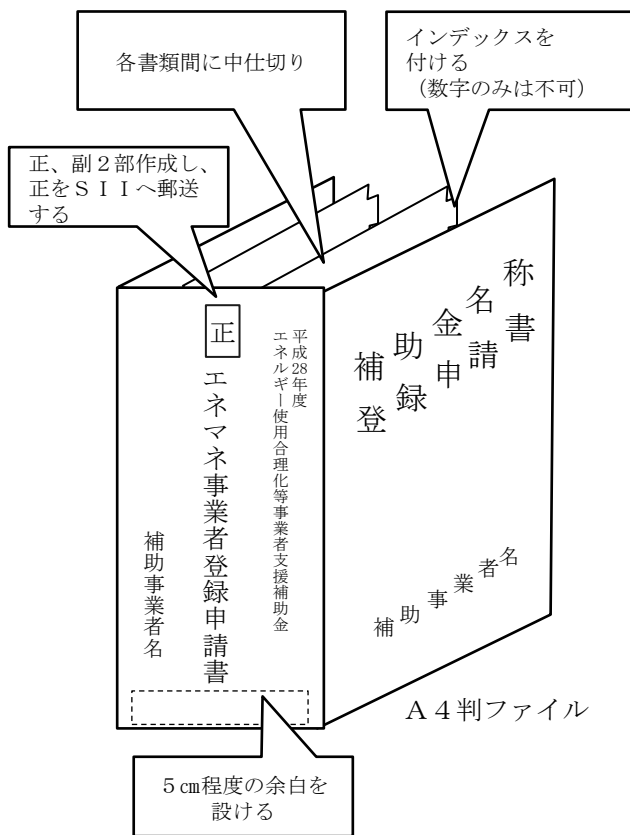
※関係箇所が判別し難い書類（カタログや価格表、契約案等）は付箋やマーカーで目印をつけること

◆ファイルの作成方法

登録申請書は『正』『副』各1部、合計2部作成。

『正』は、朱印付きの原紙等を綴じてS I Iへ提出。

『副』は『正』をそのまま複写し、担当者が保管すること。



[注意事項]

- ・該当書類はA4ファイル（2穴、ハードタイプ）綴じとし、表紙及び背表紙に補助金名称及び事業者名を記載すること
- ・ファイルは、ファイリングする書類に応じた厚さにすること
- ・全ての書類は穴を開け、直接ファイリング。（クリアフォルダには入れない）書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がかからないようにすること
- ・袋とじは不可
- ・書類のホッチキス止め不可
- ・各書類の最初には、「提出書類一覧」に示す提出書類名称を記載したインデックス付の中仕切りを挿入すること（書類自体にはインデックスを付けない）
- ・提出書類は、全て写しをとり控え書類『副』を作成、保管すること。保管書類をもってS I Iからの問い合わせに対応できるようにすること。写し書類で申請することがないようにすること

4-4 提出先

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

平成28年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

エネマネ事業者担当 宛

登録申請書在中

4. エネマネ事業者への申請方法

《提出書類一覧》

No	書類名称	様式	提出者			注意事項
			基本ケース (1事業者)	コンソーシアムを構成する場合		
				幹事社	エネマネ事業者	
1	(様式1) エネマネ事業者登録申請書	ポータル出力 or ダウンロード	●	●		・コンソーシアムを構成する場合、幹事社が記入・押印(代表者印)
2	(様式2) 事業者概要書	ポータル出力	●	●	●	
3	(様式3) 実施体制図	ダウンロード	●	●		・コンソーシアムを構成する場合、コンソーシアムの範囲と各社の役割が明確にわかるように記載すること。
4	(様式4) 事業計画書	ポータル出力	●	●		・事業計画の詳細、その実効性を示す根拠を別途提出すること (No. 15) ・コンソーシアムを構成する場合、幹事社がコンソーシアム全体の計画をまとめて提出
5	(様式5) システム・機器提案概要書	ダウンロード	●	●		・実績として申告のある分野における顧客への提案、省エネ・節電計算書等のサンプルを提示すること ・複数のシステム・機器を提案する場合は、システム・機器ごとに1枚ずつ作成・提出すること
6	(別紙1) 暴力団排除に関する誓約事項	ダウンロード	●	●	●	
7	(別紙2) 役員名簿	ダウンロード	●	●	●	・書類提出時点の、全ての役員を記載(執行役員を除く)。
8	(別紙3) コンソーシアム事業者登録申請書	ダウンロード			●	・コンソーシアムを構成する全事業者が記入・押印すること(代表者印) ・記入欄が不足する場合、コピーして使用
9	商業登記簿謄本	自由	●	●	●	・3か月以内に発行されたもの ・原本を提出すること
10	会社概要	自由	●	●	●	・会社パンフレット等
11	決算報告書	自由	●	●	●	・直近3年分の単独決算の写しを提出
12	コンプライアンス体制図	自由	●	●	●	・コンプライアンス遵守の仕組みがわかる規定及び体制図を提出すること ・社内で決裁されたもの
13	情報セキュリティポリシー 等	自由	●	●	●	・情報管理における取り組みがわかる資料 ・社内で決裁されたもの ・取得している場合、第三者認証の認証証明書、社内規定のコピー等
14	(様式2) 事業者概要書の根拠	自由	●	●	●	・過去実績のわかる根拠資料を別途提出すること ・導入目標の詳細、その実効性を示す根拠を別途提出すること
15	(様式4) 事業計画書の根拠	自由	●	●		・サービスの実効性継続性を説明できる書類 ・本事業のEMS導入における投資金額・投資回収計算とその根拠 ・将来における事業の展望、計画等を示す書類 など
16	エネルギー管理支援サービスにおける省エネ診断報告書のサンプル	自由	●	●	▲	・省エネ診断報告書等とその内容を踏まえた改善事例等の実例を提示すること(顧客名称はマスキングすること) ・コンソーシアムを構成する場合で、サービスが異なる場合は全コンソーシアム分提出
17	提案実績のあるシステム・機器の概算見積り	自由	●	●		・様式5におけるイニシャルコストの概算見積り(全システム分)
18	契約書類(案文可)	工事請負契約書	●	●	●	・報告時の個人情報の提供、補助金の返還等、補助金に関係する必要な文言を反映すること ・リース等の場合、リース料金から補助金分を割り引く等の必要な文言を反映すること
		サービス契約書	●	●	●	
19	カタログ類	EMSカタログ/仕様書 構成製品カタログ/仕様書 サービスカタログ/仕様書 各価格表	自由	●	●	・提案するEMSのシステム概要、構成する製品のスペック、価格等がわかる書類を添付すること ・カタログが無い場合も製品のスペック、価格等が説明できる資料を添付すること
20	EMS画面(キャプチャ・写真)	自由	●	●	●	・全体のk1換算表示 ・1日分のエネルギー消費量がデータ表示されたもの(表またはグラフ)
21	建設業法による許可資格	自由	●	●	●	・資格証明書の写しを提出
22	コンソーシアム締結契約書(案文可)	自由			●	・本事業に参加するにあたり、コンソーシアム各社間で交わす契約書(情報管理、適正な補助金事業運用)

※ コンソーシアムを構成する場合、全事業者分を提出すること (No. 2. 6. 7. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 21)

5. 申請書類の作成例

5. 申請書類の作成例

■ エネマネ事業者ポータルについて

エネマネ事業者登録への申請は、エネマネ事業者ポータル（Web）に必須項目を入力し、申請書類の一部をエネマネ事業者ポータルから作成すること。

「エネマネ事業者公募要領」を十分に参照し、エネマネ事業者ポータルへのデータ入力を行うこと。詳細は「エネマネ事業者ポータルの手引き」参照。

■ 入力した情報と出力した書類の確認

エネマネ事業者ポータル上で入力した情報と提出するエビデンスに齟齬がないように入力すること。入力完了ボタンを押すと修正は不可となる。万が一入力完了後に修正が入った場合は、S I I まで連絡すること。

エネマネ事業者ポータル上で入力した情報はS I I のデータベースに登録され、審査過程で活用する。

■ 申請完了について

全てのエネマネ事業者ポータルの入力が終わっても申請完了とはならない。

入力完了後、ポータルから申請様式を出力し、全ての添付書類と併せて郵送して完了となる。（P. 26 参照）

■ 書類の入手方法

	説明
ポータル出力	エネマネ事業者ポータルに入力した内容が、指定の書類形式で出力されます。
ダウンロード	エネマネ事業者ポータルのトップページからフォーマットをダウンロードし、必要事項を記入して提出してください。
自由	指定様式は無いため、各エネマネ事業者で用意してください。

5. 申請書類の作成例

5-1 (様式1) エネマネ事業者登録申請書

ポータル出力

or

ダウンロード

(様式1)

平成 28 年 4 月 〇〇 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

申請日を入力すること

代表理事 赤池 学 殿

住 所 東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 請 者 事業者名 〇〇株式会社

代表者名 代表取締役社長 環境 太郎

コンソーシアムを構成する場合、
幹事社が記入・押印すること

印

登録された印鑑を押印すること

平成28年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金
エネマネ事業者 登録申請書

平成28年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金におけるエネマネ事業者として、
登録を申請いたします。

⚠ 登録印の押印に時間を要する場合には、様式をダウンロードして
作成することができる。

様式をダウンロードして作成する場合は、ポータルに入力した内容と
申請日、申請者住所・事業者名・代表者名の全てが
一致していることを確認すること

5. 申請書類の作成例

5-1 (様式2)事業者概要書

ポータル出力

(様式2)

(/)

事業者概要書

1. 事業者情報

フリガナ	〇〇カブシキガイシャ		
事業者名	〇〇株式会社		
所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇	東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号	
代表者氏名	環境 太郎		
設立年月日	〇〇〇〇年〇月〇日	資本金(万円)	1,000
業種	製造業 / 電気機械器具製造業		
事業概要	〇〇業を中心に、〇〇を提供し、新サービス立ち上げなど、お客さまにとっての新たな価値を提供する。		
会社HP	https://www.〇〇〇.co.jp		

業種はP.49
「日本標準産業分類」
を参考に入力すること

2. 担当者情報

住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇	東京都中央区	
	〇〇町〇丁目〇番〇号		
所属	〇〇事業部		
役職	主任		
担当者氏名	〇〇 〇〇	携帯電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
MAIL	〇〇〇@〇〇〇.co.jp		

事業の責任者ではなく、
実務担当者情報を入力すること

3. 決算情報(直近3年度分)

	営業利益(百万円)	経常利益(百万円)	純資産合計(百万円)
最新期	510	700	750
1期前	450	840	720
2期前	400	580	690

4. 内部統制情報

コンプライアンス についての 取組み	<ul style="list-style-type: none"> 当社はコンプライアンス課を設置し、継続的・主体的に取組んでいくための体制を構築しています。 当社はリスク管理システムを構築し、「リスク管理規制」を制定しています。 当社は〇〇監査法人と品質管理システムの構築および運用のサービスを契約しています。
情報管理に についての取組み	<ul style="list-style-type: none"> 認証基準：JIS Q 27001:2006 (ISO/IEC27001:2005) 認証登録番号：〇〇〇〇〇ISMS、ISO〇〇〇〇〇を〇〇年〇月に取得 セキュリティポリシーについては別添資料を参照

コンプライアンスに係る取組みを具体的に入力すること

情報セキュリティマネジメントに係る第三者認証の取得などの
詳細情報(認証基準、登録番号等)を具体的に入力すること

5. 建設業許可資格

商号または名称	許可業種
国土交通大臣許可(特-24)第111111号	電気工事業
国土交通大臣許可(特-24)第222222号	土木工事業

5. 申請書類の作成例

5-1 (様式2)事業者概要書

ポータル出力

6. 事業の実績 ※実績の根拠資料を、必ず添付すること。

事業・サービス名	〇〇〇〇エネルギーマネジメントサービス							
事業・サービス概要	<ul style="list-style-type: none"> ・使用電力のピークカット・ピークシフト ・事業場のエネルギー管理と省エネルギー制御 等 ・電力消費量の前日予測、30分単位のデマンド予測 ・省エネルギー診断 							
開始年月	2010年4月	年商(直近)	20億円	サービス提供拠点	9	ヶ所		
本事業の顧客数	700社	顧客例	■ ■ ■ ■ (約100店舗)、× × × × (約50店舗) 等					
過去3 年度の実績	業種区分	EMS・エネルギー管理支援サービス実績			年間エネルギー消費量			
		EMS単体	エネルギー管理支援サービス	年間エネルギー全体削減量	EMSによる削減率			
	各種商品卸売業	100	件	200	件	200,000	k1	
		450,000	千円	10,000	千円	25,000	k1	12.5 %
	医療業	50	件	100	件	180,000	k1	
		125,000	千円	5,000	千円	20,000	k1	11.1 %
	化学工業	3	件	0	件	2,000	k1	
		30,000	千円	0	千円	180	k1	9.0 %
			件		件		k1	
								%
								%
								%
								%
							%	
合計/全体平均	153	件	300	件	382,000	k1		
	605,000	千円	15,000	千円	45,180	k1	11.8 %	
備考								

- ・業種区分はP. 49「日本標準産業分類」を参考に入力すること
- ・自社での過去実績を入力すること(S I Iの事業でなくても可)
- ・実績に係る消費量や削減量は、EMSによる実績値を入力すること
- ・年間エネルギー全体削減量が概算の場合は計算過程がわかるエビデンスを添付すること

7. 平成28年度EMSの導入目標

No.	業種区分	EMS販売導入 件数(件)	EMS合計金額 (千円)	EMS平均金額 (千円)
1	各種商品卸売業	1	50,000	50,000
2	医療業	8	50,000	6,250
3	化学工業	17	100,000	5,882
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
	合計	26	200,000	7,692

- ・業種区分はP. 49「日本標準産業分類」を参考に入力すること
- ・省エネ設備は除き、EMSのみの目標を記入すること

5. 申請書類の作成例

5-1 (様式3)実施体制図

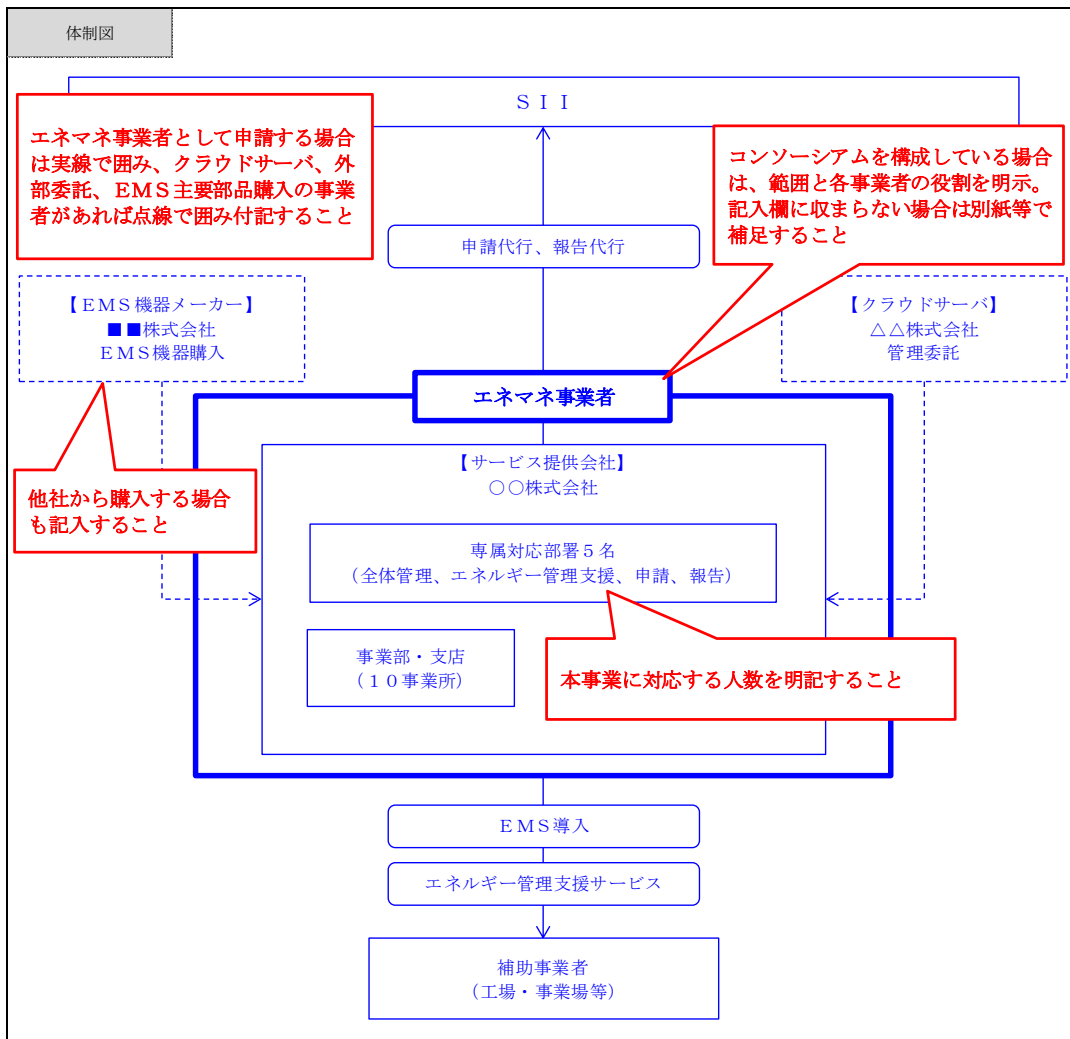
ダウンロード

(様式3)

実施体制図

※効果的なエネルギー管理支援サービスを提供するための、具体的な体制を記載すること。

事業者名	〇〇株式会社					
コンソーシアム 事業者名 ※該当者のみ	1	△△株式会社	7		13	
	2	□□株式会社	8		14	
	3		9		15	
	4		10		16	
	5		11		17	
	6		12		18	



5. 申請書類の作成例

5-1 (様式4)事業計画書

ポータル出力

(様式4) ※事業計画の詳細を示す根拠資料を、必ず添付すること。

事業計画書

1. 幹事社名 コンソーシアムを構成する場合、幹事社がコンソーシアム全体の計画をまとめて提出すること

〇〇株式会社

コンソーシアム数 社

2. 事業計画概要

2-1. 事業計画 (省エネビジネスに関わる目標など)

事業価値、概念、金額目標、CO2削減目標などを記載すること

2-2. 事業計画の実現性 (事例を含めた実績)、実効性 (既存ビジネス基盤と本事業との親和性、事業費用と投資回収の見込みなど)

①顧客基盤や営業体制、これまでの実績や関係性、今後の事業展開や導入計画などの実効性を記載すること
 ②エネルギー管理支援サービスの契約件数、省エネに関する補助金事業の実績 (内容、件数) を記載すること
 ※事業計画書の根拠資料を添付すること
 ・関連する既存事業実績や、顧客との接点、事業資源 (拠点、人員) を示す資料等
 ・本事業における投資金額・投資回収計算とその根拠等
 ・社内決裁用の資料など、具体的な根拠となる資料等

2-3. 本事業終了後の継続性、拡張性 (将来の事業展開、エネルギー管理支援サービスの拡張計画など)

補助金事業終了後の顧客基盤と収益基盤、付加的なサービスの提供計画、導入コストおよび運営コストの低減度合いなど継続性、拡張性について記載すること
 ※事業計画書の根拠資料を添付すること
 ・将来における事業の展望、計画書を示す資料等
 ・サービスの継続性を説明できる書類等
 ・カタログ、パンフレット、社内決裁用の資料等、具体的な根拠となる資料等

2-4. エネルギー管理支援サービス概要

サービス要件	可否	詳細
見える化	<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・自社サービス内容を記載すること ・可能な範囲で定量的な効果を記載すること ・エネルギー管理支援サービスにおける省エネ診断報告書のサンプルを添付すること ・リースやESCO形式でのサービスを行う場合は、別途資料でビジネスモデルを説明すること ・カタログ、パンフレットなど、具体的な根拠となる資料を添付すること
デマンドレスポンス	<input checked="" type="checkbox"/>	
診断サービス	<input checked="" type="checkbox"/>	
省エネサービス	<input checked="" type="checkbox"/>	
その他	<input checked="" type="checkbox"/>	

2-5. 平成28年度EMSの導入目標 ※コンソーシアムを構成する場合は総計

EMS販売導入件数 (件)	EMS合計金額 (千円)	EMS平均金額 (千円)
26	200,000	7,692

3. コンソーシアムを構成する理由 ※該当事業者のみ

従来より幹事社とサーバーを共有してエネルギーサービスを提供しているため

5. 申請書類の作成例

5-1 (様式5)システム・機器提案概要書

ダウンロード

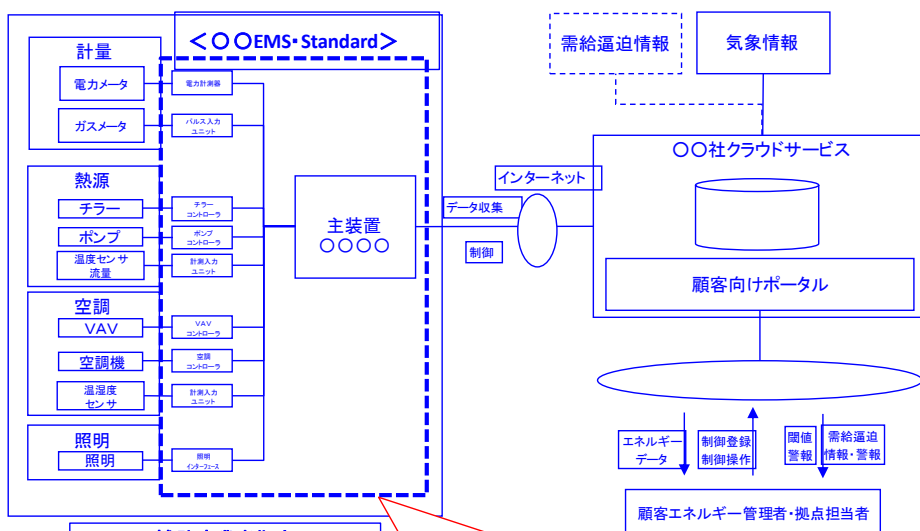
(様式5) ※システム・機器を複数提案する場合、システム毎に本提案書を作成すること。
また、詳細なスペック、価格等がわかるカタログ類がある場合、別途添付すること。

システム・機器提案概要書

1. システム・機器概要

エネマネ事業者名	〇〇株式会社					
システム・機器名称	〇〇EMS・Standard					
導入ターゲット	業種	工場、事務所ビル、商業施設 等			計測点数	100 ~ 500 点
	延床	10,000 ~ 50,000平米	契約電力	500 ~ 1,000 kW	制御点数	30 ~ 100 点

システム・機器構成図



以下の内容がわかるように記載すること (機器名称や型番等は不要)
 ・基本的なシステム構成が把握できること
 ・補助対象範囲を枠で囲う等して、明確に図示すること

2. システムを構成する機器・設備

No.	機能	名称	メーカー	型番	参考価格
1	主装置	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇	¥1,000,000
2	電力計測器	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇	¥80,000
3	パルス入力ユニット	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇	¥100,000
4	チラーコントローラ	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇	¥200,000
5	ポンプコントローラ	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇	¥200,000
6	計測入力ユニット	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇	¥200,000
7	VAVコントローラ	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇	¥200,000
8	空調コントローラ	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇	¥200,000
9	照明インターフェース	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇	¥200,000
10					
11					

本事業で実際に取引される想定価格を記入すること

費用の参考となるように、標準的に使用される主要な機器について、網羅して記載すること

※主装置等の主要な機器について記載すること。記載しきれない場合、別紙に記載すること。
※参考価格には、補助金事業への販売価格を記載すること。

5. 申請書類の作成例

5-1 (様式5)システム・機器提案概要書

ダウンロード

(様式5)

3. EMS 機能要件の確認

No.	項目		詳細
導入拠点における機能要件			
1	エネルギーの計測・見える化	全体	見える化
2		電力	全体電力消費量
3			個別電力消費量
4			計測間隔
5			見える化
6	電力以外	全体エネルギー消費量	
7		個別エネルギー消費量	
8		計測(入力)間隔	
9		見える化	
10	接続機器制御	電力	個別機器制御
11		デマンド目標設定と通知	
12		デマンド制御	
13		電力以外	個別機器制御
14	共通	アンサーバックの取得	
エネマネ事業者のセンターシステムに対する機能要件			
15	見える化	一覧表示	
16	デマンドの制御	デマンドレスポンス/通知機能	
17		デマンドレスポンス/制御機能	
18	データの保存・抽出	計測データ等の保存	
19		制御履歴の保存	
20		計測・入力データの抽出	
21	その他	通信遮断への対応	
22	標準プロトコルへの対応		

機能要件を満たす説明、
(計測間隔・保存期間など)
条件や懸念点などを記入すること

4. EMS の導入コストの例

初期費用 (EMS)		運用費用 (サービス)	
項目・費目	合計	項目・費目	合計
	¥5,000,000		¥24,000
設備費 ※管理点数100点想定	¥3,000,000	通信費	¥4,000
工事費	¥2,000,000	エネルギー管理支援サービス	¥20,000

費用の参考となるように、管理点数(計測点+制御点)など、導入の規模が分かる情報を記載すること
費用は、添付する「提案する実績のあるシステム・機器の概算見積」と合わせる

5. 申請書類の作成例

5-2 (別紙1)暴力団排除に関する誓約事項

ダウンロード

(別紙1)

コンソーシアムを構成して応募する場合は
全事業者分提出すること

平成 28 年 4 月 〇〇 日

事業者名 〇〇株式会社

様式1の日付に
合わせることを

下記記載の「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意します。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

5. 申請書類の作成例

5-2 (別紙2)役員名簿

ダウンロード

(別紙2)

コンソーシアムを構成して応募する場合は
全事業者分提出すること

平成 28 年 4 月 〇〇 日

事業者名 〇〇株式会社

様式1の日付に
合わせること

役員名簿

氏名 カナ	氏名	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
カンキョウ タロウ	環境 太郎	S	45	01	02	M	〇〇株式会社	代表取締役社長
エネ マネコ	絵根 真似子	S	48	12	02	F	〇〇株式会社	専務取締役
ミエルカ ススム	見得留化 進	S	46	12	24	M	〇〇株式会社	取締役営業本部長

- ・登記簿謄本に記載されているすべての役員を記入すること
- ・執行役員は除くこと
- ・書ききれない場合は2枚目を作成すること

(注)
役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。
また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

5. 申請書類の作成例

5-2 (別紙3)コンソーシアム事業者登録申請書

ダウンロード

(別紙3)

(1 / 1)

平成 28 年 4 月 〇〇 日

コンソーシアム事業者登録申請書

様式1の日付に
合わせること

平成28年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金におけるエネマネ事業者として、〇〇株式会社とコンソーシアムを形成し、登録を申請いたします。

幹事社名を記入すること

幹事社	所在地	東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号
	事業者名	株式会社〇〇
	代表者	代表取締役社長 環境 太郎
事業者 1	所在地	東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号
	事業者名	〇〇株式会社
	代表者	代表取締役社長 効率 良子
事業者 2	所在地	東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号
	事業者名	株式会社△△
	代表者	代表取締役社長 省エネ 高子
事業者 3	所在地	
	事業者名	
	代表者	
事業者 4	所在地	
	事業者名	
	代表者	

登録された印鑑を押印すること

印

印

印

印

印

- ・コンソーシアムを構成する全事業者が記入・押印すること
- ・記入欄が不足する場合はコピーして使用すること

事業者名

⚠ 登録印の押印に時間を要する場合には、幹事社の情報と押印が各書類にあれば、コンソーシアム各社別々の書類に押印でも可とする

6. 参考

6-1 取決書(案)

採択決定後、すみやかに提出できるよう確認しておくこと

平成28年 月 日

一般社団法人環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

エネルギー管理支援サービス事業者

住 所

名 称

代表者名

印

平成28年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金
エネルギー管理支援サービス事業者業務に係る取決書

当社は、平成28年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業（以下、「本補助事業」という。）において、「平成28年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 エネマネ事業者公募要領」に基づき一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）からエネルギー管理支援サービス事業者（以下、「エネマネ事業者」という。）の登録を受けるに当たり、エネマネ事業者の責務として、補助事業者への支援、申請の代行、成果報告の代行などの平成28年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金（以下、「補助金」という。）執行に係る管理業務を、本取決書の内容を遵守し実施いたします。

(定義)

- (1) エネマネ事業者が提供し、S I Iから事前に一定の機能を満たすことの確認を受けたエネルギーマネジメントシステムを「EMS」という。
- (2) エネマネ事業者が提供し、エネルギーの使用状況を把握しその低減を支援するサービスを「エネルギー管理支援サービス」という。
- (3) エネマネ事業者からEMS及びエネルギー管理支援サービスの提供を受ける者のうち、補助金交付決定を受けて事業を行う者を「補助事業者」という。
- (4) 補助事業者が実施する事業を「補助対象事業」という。
- (5) 補助対象事業終了後、補助事業者がエネルギー使用量の実績を報告することを「成果報告」という。

(エネマネ事業者の登録)

- (1) エネマネ事業者は、取決書の締結をもってその登録を完了する。
- (2) コンソーシアムを構成する場合、エネマネ事業者は、当該コンソーシアムの代表幹事社として本

6-1 取決書(案)

取決書を締結する権限を有することを保証し、コンソーシアム内全社が本取決書の内容を履行するようにし、コンソーシアムによる本取決書の履行について、一切の責任を負うものとする。かかる場合、エネマネ事業者は、当該コンソーシアム内の構成・役割分担およびコンソーシアム内の契約書等、S I I が要求する内容を示した文章をS I I に提出し、S I I の事前承認を受けるものとする。その場合、コンソーシアムから事業を遂行できないコンソーシアムメンバー（幹事社を含む）が発生した場合について、その事業承継案をコンソーシアム内での契約に含めること。

(エネマネ事業者の責務)

- (1) エネマネ事業者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」及びその他の法令並びに S I I が定める「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金交付規程（以下、「交付規程」という。）」及び「平成 28 年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金公募要領（以下、「公募要領」という。）」に従い、善良なる管理者の注意をもって、補助事業者への支援、補助金の交付申請等の手続きの代行、その他、本取決書に定める義務の履行及び業務の実施を行う。
- (2) エネマネ事業者は、補助事業者に対して EMS を導入し、エネルギー使用の効率化を図ることで、既設設備・システムの置き換え等及びエネルギー管理支援サービスによる省エネルギー効果又は電力ピーク対策効果について、公募要項に定める申請可能要件を満たすサービスを提供する。
- (3) エネマネ事業者は、補助事業者と 3 年以上のエネルギー管理支援サービス（S I I が要求する内容を満たすこと。）についての契約を締結する。
- (4) エネマネ事業者は、自らの提出したエネマネ事業者登録申請書（様式 4）事業計画書に基づき、誠意をもってその達成に向けた事業推進を行う。
- (5) エネマネ事業者は、自らが携わった補助対象事業について、成果報告を代行すること。

(事業の周知への協力)

- (1) エネマネ事業者は、S I I とともに本補助事業について補助事業者へ周知を行い、本補助事業の正しい理解促進に努める。
- (2) エネマネ事業者は、S I I がホームページ等で行うエネマネ事業者及び EMS の公表に協力し、必要な情報を S I I に提供する。
- (3) エネマネ事業者は、自らが行う広報活動を自己の責任と費用をもって実施する。

(補助対象事業の運用)

- (1) エネマネ事業者は、補助事業者に交付規程及び公募要領の内容を遵守させるものとする。
- (2) エネマネ事業者は、製品・サービスの供給、問い合わせ対応等の、本補助事業の円滑な運営に十分な体制を構築する。
- (3) エネマネ事業者は、補助金の交付前後に関わらず、申請者、補助事業者及びその関係者等によ

6-1 取決書(案)

る補助対象事業に係る虚偽申告等の不正行為について知り得た場合、S I I に対して速やかに報告を行う。

- (4) S I I は、エネマネ事業者の本補助事業の円滑で適正な運用のための体制が不十分と判断した場合、改善を申し入れることができる。申し入れを受けたエネマネ事業者は、遅滞なく必要な対策を講じる。

(ポータル運用)

- (1) エネマネ事業者は、S I I が提供するエネマネ事業者ポータルサイトを活用して本補助事業の業務を行う。
- (2) エネマネ事業者は、ポータルサイトの活用に係るシステム環境を整備し、これを維持する。

(補助対象事業の実施)

- (1) エネマネ事業者は、EMS 及びエネルギー管理支援サービスを提供する補助対象事業について、申請者が S I I に対して行う補助金の交付申請等にかかる手続きを、申請者の同意のもと代行すること。なお、代行業務に係る一切の費用について、S I I 及び申請者に請求しない。
- (2) エネマネ事業者は、補助事業者に対し S I I に登録を受けた機能を有する EMS を提供する。
- (3) エネマネ事業者は、適正な価格で EMS を提供する。
- (4) エネマネ事業者は、EMS 導入完了後に、速やかにエネルギー管理支援サービスを開始し、補助事業者のエネルギー使用の効率化を図る。
- (5) エネマネ事業者は、補助対象事業完了時の実績報告及び完了から 1 年後における成果報告を代行すること。また、事業完了後 3 年間の経年データを報告すること。
- (6) エネマネ事業者は、エネマネ事業者として提供するエネルギー管理支援サービスが、何らかの理由（倒産、エネマネ事業者登録の取り消しなど）で維持できない事態が発生した場合について、その後の機器メンテナンスやサービス継続を行うための代替策を補助事業者との契約に含めなければならない。

(取得財産管理等の指導)

- (1) エネマネ事業者は、補助事業者に対して、補助対象事業を通じて取得した EMS についての適切な財産管理を指導する。
- (2) エネマネ事業者は、補助事業者が補助金を受けて取得した補助対象設備を処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）を行う場合又は行うことを知り得た場合、速やかに S I I に報告する。

(エネマネ事業者の事業報告)

- (1) エネマネ事業者は、補助対象事業の実施状況について S I I が求める内容を報告する。
- (2) エネマネ事業者は、エネマネ事業の進捗状況について S I I が求める内容を報告する。
- (3) エネマネ事業者は、S I I が前項（1）（2）において報告を受けた内容について、統計上の処

6-1 取決書(案)

理等を経て公表することに同意する。

(エネマネ事業者登録の取り消し)

- (1) S I I は、エネマネ事業者において業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、エネマネ事業者として不適切であると判断した場合、エネマネ事業者としての登録を取り消すことができる。
- (2) S I I は、エネマネ事業者において不正行為が行われた疑いがある場合、不正行為の有無及び不正行為がなされたことについて有無等の調査を行う。エネマネ事業者は当該調査に協力しなければならない。
- (3) S I I は、エネマネ事業者において不正が行われていることが明らかとなり、エネマネ事業者として不適切であると判断した場合、エネマネ事業者としての登録を取り消すことができる。この場合における、不正行為の調査費用は、エネマネ事業者が負担するものとする。
- (4) S I I は、エネマネ事業者が、補助対象事業内容の虚偽申告等の不正行為について、故意又は過失により看過したと認めた場合、エネマネ事業者としての登録を取り消すことができる。
- (5) S I I は、エネマネ事業者が、自らの提出した「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合、エネマネ事業者としての登録を取り消すことができる。
- (6) S I I は、エネマネ事業者に次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、何ら通知催告を要することなく、直ちにエネマネ事業者としての登録を取り消すことができる。
 - (a) 本取決書の各条項の一にでも違反し、S I I から催告を受けた日から7日以内にその違反を治癒しないとき
 - (b) その他債務の履行が困難であると認めるに足る相当の理由があるとき

(監査・監督・会計監査の対応)

- (1) S I I は、本補助事業の適正な運用のため、必要なときにエネマネ事業者の事業所への立ち入りを含めた監査を行うことができる。エネマネ事業者は、S I I の求めに応じて、監査に協力する。
- (2) エネマネ事業者は、会計検査院の会計実地検査に対応すること。そのため、補助金の申請に要した全ての書類を最低5年間保管し、閲覧・提出に協力する。

(個人情報の取り扱い)

本補助事業において取得する個人情報は、国及びS I I に帰属するものであり、エネマネ事業者は、補助事業者から提供された個人情報を、別紙「個人情報保護に関する特則」に基づき、漏洩、改ざん、消失及び本件業務の目的外利用等の不正から保護し、管理する義務を負う。

(秘密保持)

エネマネ事業者は、補助対象事業の遂行に際して知り得た情報を、S I I の事前承諾なく第三者に開示・漏洩、または補助対象事業の遂行以外の目的で使用してはならない。

6-1 取決書(案)

(禁止事項)

エネマネ事業者は、本取決書に定める事項を履行するにあたり、以下の行為を行ってはならない。

- (1) S I I 及び第三者の著作権その他の知的財産権を侵害するまたは侵害するおそれのある行為。
- (2) S I I 及び第三者を誹謗中傷または名誉もしくは信用を傷つける行為。
- (3) S I I 及び第三者の財産、プライバシーを侵害または侵害するおそれのある行為。
- (4) 補助金の不正取得に加担する行為。

(本取決書に定めのない事項)

本取決書に定めのない事項が生じたとき、又は、各項の解釈につき疑義が生じた場合は、S I I 及びエネマネ事業者は協議して解決にあたるものとする。

以上

6-1 取決書(案)

別紙「個人情報保護に関する特則」

エネマネ事業者は、本補助事業において、エネマネ事業者が補助事業者から提供される個人情報の取り扱いについて、以下の内容を遵守する。

第1条（目的）

本特則は、本補助事業に関してエネマネ事業者がエネマネ事業者として遂行すべき業務（以下、「本件業務」という）において、エネマネ事業者が適切に個人情報を保護することを目的とする。

第2条（個人情報）

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）をいう。

第3条（安全管理措置）

1. エネマネ事業者は、補助事業者から提供された個人情報を、漏洩、改ざん、消失及び本件業務の目的外利用等の不正から保護し、安全な管理を行う義務を負うものとする。
2. エネマネ事業者は、本件業務において取扱う個人情報の安全な管理のために、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講じなければならない。

第4条（利用範囲）

エネマネ事業者は、補助事業者から提供された個人情報を、S I I及び経済産業省に提供する場合、本人の同意を得ることとする。また、本件業務の目的以外の目的のために加工、利用してはならない。

第5条（複製）

エネマネ事業者は、補助事業者から提供された個人情報を、本件業務の目的のためにのみ複製することができる。

第6条（秘密保持）

エネマネ事業者は、本件業務により知り得た個人情報については、本特則の有効期間終了後も永久に秘密保持の義務を負うものとする。

第7条（報告）

エネマネ事業者は、S I Iが要求する場合、エネマネ事業者が保有している個人情報の管理状態をS I Iに報告するものとする。

6-1 取決書(案)

第8条 (監査)

S I Iは、エネマネ事業者に対し、事前の書面通知により、個人情報の管理・保管等の情報セキュリティ監査を行うことができるものとする。ただし、監査の対象は、本件業務の範囲とする。

第9条 (事故発生時の責任)

1. 本件業務において個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれのある場合、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、エネマネ事業者は直ちにその旨をS I Iに報告し、S I Iの指示があれば、これに従って直ちに必要な措置を講じるものとする。また、エネマネ事業者は、上記報告の後、当該事故の発生状況、発生原因、結果等を、S I Iに対して、書面により速やかに報告するものとする。
2. 前項の事故について、事故を引き起こした責任がいずれにあるかを、S I Iとエネマネ事業者で協議の上、確定するものとする。
3. 事故に対する措置費用及び事故により生じた損害については、前項に基づき事故を引き起こした責任があると認められた当事者が負担し、相手方に一切迷惑を及ぼさないようにするものとする。

第10条 (有効期間)

本特則の有効期間は、本取決書締結の日から本補助事業が終了したと国が認めた日までとする。

第11条 (合意管轄)

本特則に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (信義誠実)

本特則に定めのない事項または本契約の条項の解釈等に疑義が生じたときは、S I Iとエネマネ事業者間において別途誠意をもって協議の上、信義誠実の原則に従い、友好的に解決するものとする。

以下余白

6. 参考

6-2 日本標準産業分類

大分類	中分類	分類項目名	大分類	中分類	分類項目名			
A	農業、林業	01 農業	卸売業・小売業 (続き)	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業			
		02 林業		54	機械器具卸売業			
B	漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)		55	その他の卸売業			
		04 水産養殖業		56	各種商品小売業			
C	鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業		57	織物・衣服・身の回り品小売業			
D	建設業	06 総合工事業		58	飲食料品小売業			
		07 職別工事業(設備工事業を除く)		59	機械器具小売業			
		08 設備工事業		60	その他の小売業			
E	製造業	09 食料品製造業		61	無店舗小売業			
		10 飲料・たばこ・飼料製造業		J	金融業・保険業	62	銀行業	
		11 繊維工業				63	協同組織金融業	
		12 木材・木製品製造業(家具を除く)	64			貸金業、クレジットカード業等 非預金信用機関		
		13 家具・装備品製造業	65			金融商品取引業、商品先物取引業		
		14 パルプ・紙・紙加工品製造業	66			補助的金融業等		
		15 印刷・同関連業	67			保険業(保険媒介代理業、 保険サービス業を含む)		
		16 化学工業	K			不動産業、物品 賃貸業	68	不動産取引業
		17 石油製品・石炭製品製造業					69	不動産賃貸業・管理業
		18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)					70	物品賃貸業
		19 ゴム製品製造業	L			学術研究、専 門・技術サービ ス業	71	学術・開発研究機関
		20 なめし革・同製品・毛皮製造業					72	専門サービス業(他に分類され ないもの)
		21 窯業・土石製品製造業		73	広告業			
		22 鉄鋼業		74	技術サービス業(他に分類され ないもの)			
		23 非鉄金属製造業		M	宿泊業、飲食 サービス業		75	宿泊業
		24 金属製品製造業					76	飲食店
		25 はん用機械器具製造業	N	生活関連サービ ス業、娯楽業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業		
		26 生産用機械器具製造業			78	洗濯・理容・美容・浴場業		
		27 業務用機械器具製造業			79	その他の生活関連サービス業		
		28 電子部品・デバイス・電子回路 製造業			80	娯楽業		
		29 電気機械器具製造業	O	教育、学習支援 業	81	学校教育		
		30 情報通信機械器具製造業			82	その他の教育、学習支援業		
		F	電気・ガス・ 熱供給・水道業	31 輸送用機械器具製造業	P	医療、福祉	83	医療業
				32 その他の製造業			84	保健衛生
				33 電気業			85	社会保険・社会福祉・介護事業
				34 ガス業	Q	複合サービス事 業	86	郵便局
		35 熱供給業	87	協同組合(他に分類されないもの)				
		G	情報通信業	36 水道業	R	サービス業(他 に分類されない もの)	88	廃棄物処理業
				37 通信業			89	自動車整備業
				38 放送業			90	機械等修理業(別掲を除く)
				39 情報サービス業			91	職業紹介・労働者派遣業
				40 インターネット附随サービス業			92	その他の事業サービス業
H	運輸業、郵便業	41 映像・音声・文字情報制作業	93	政治・経済・文化団体				
		42 鉄道業	94	宗教				
		43 道路旅客運送業	95	その他のサービス業				
		44 道路貨物運送業	96	外国公務				
		45 水運業	S	公務(他に分類 されるものを除 く)			97	国家公務
		46 航空運輸業					98	地方公務
		47 倉庫業			T	分類不能の産 業	99	分類不能の産業
		48 運輸に附帯するサービス業						
		49 郵便業(信書便事業を含む)						
I	卸売業、小 売業	50 各種商品卸売業						
		51 繊維・衣服等卸売業						
		52 飲食料品卸売業						



〒104-0061
[書類郵送先] **東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階**
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

[問い合わせ先] **TEL： 03-5565-4773** (受付時間:平日 10:00~12:00、13:00~17:00)
FAX： 03-5565-4955

[Mail] **ems01@sii.or.jp**

[SIIホームページ] **<https://sii.or.jp/>**